

3 調査期日現在の派遣業務

(1) 派遣業務

派遣労働者について、現在行っている派遣業務（複数回答）をみると、「一般事務」が 35.2%と最も高く、次いで「物の製造」19.1%となっている。

これを性別にみると、男は「物の製造」が 27.5%、女は「一般事務」が 50.8%と最も高くなっている。（表 20、表 20-1）

表 20 性、現在行っている派遣業務別派遣労働者割合

					複数回答（単位：％）								
					平成29年調査計								
					総数	男	女	平成29年調査計					
派遣労働者計 2)					100.0	100.0	100.0	100.0	(続き)				
政 令 で 定 め る 業 務 1)					総数	男	女	平成29年調査計					
					放送機器等操作	0.1	0.2	0.1	0.4				
					放送番組等演出	0.1	0.1	0.1	0.5				
					建築物清掃	0.7	1.2	0.3	0.6				
					建築設備運転、点検、整備	1.2	2.3	0.2	0.9				
					駐車場管理等	0.1	0.2	0.0	0.0				
					インテリアコーディネータ	0.0	-	0.0	0.0				
					アナウンサー	-	-	-	0.0				
					テレマーケティング	1.2	1.2	1.1	0.7				
					放送番組等における大道具・小道具	-	-	-	0.0				
					水道施設等の設備運転等	0.5	0.9	0.2	0.4				
					営業(18号及びテレマーケティングを除く)	0.5	0.8	0.2	0.8				
					販売	1.0	0.7	1.3	4.3				
					一般事務	35.2	15.9	50.8	23.5				
					介護	1.9	0.6	2.8	0.9				
					医療関連業務（19号を除く）	0.8	0.2	1.2	1.9				
					物の製造	19.1	27.5	12.3	21.1				
					倉庫・搬送関連業務	9.2	14.0	5.4	7.6				
					イベント・キャンペーン関連業務	0.4	0.4	0.4	0.4				
				その他	14.6	16.0	13.6	6.6					

注：1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条で定められている日雇労働者についての労働者派遣禁止の制限を受けない業務をいう。

2) 「派遣労働者計」には就業している業務不明が含まれる。

3) 前回調査（平成29年調査）は「(19号) 社会福祉施設等における看護業務」を調査していない。

表 20-1 性、現在行っている派遣業務別派遣労働者割合（上位 10 業務）

					複数回答（単位：％）				
					平成29年調査				
					総数	男	女		
1	一般事務	35.2	一般事務	23.5	物の製造	27.5	一般事務	50.8	
2	物の製造	19.1	物の製造	21.1	その他	16.0	その他	13.6	
3	その他	14.6	事務用機器操作	12.3	一般事務	15.9	事務用機器操作	12.5	
4	倉庫・搬送関連業務	9.2	倉庫・搬送関連業務	7.6	倉庫・搬送関連業務	14.0	物の製造	12.3	
5	事務用機器操作	8.7	その他	6.6	ソフトウェア開発	11.4	ファイリング	9.0	
6	ソフトウェア開発	5.9	ソフトウェア開発	6.5	機械設計	6.7	倉庫・搬送関連業務	5.4	
7	ファイリング	5.5	販売	4.3	事務用機器操作	3.9	受付・案内	5.2	
8	受付・案内	3.5	機械設計	3.7	研究開発	3.7	財務処理	2.9	
9	機械設計	3.4	ファイリング	3.6	建築設備運転、点検、整備	2.3	介護	2.8	
10	研究開発	2.1	受付・案内	3.6	受付・案内	1.4	取引文書作成	1.6	

(2) 技術・技能の習得方法

派遣労働者について、現在派遣先で就業している業務の技術・技能を習得した主な方法（複数回答3つまで）をみると、「派遣先で就業中の技能蓄積」が48.4%と最も高く、次いで「派遣先の教育訓練」31.9%、「派遣元の教育訓練」25.9%となっている。

これを派遣の種類別にみると、いずれも割合が高い順に「派遣先で就業中の技能蓄積」「派遣先の教育訓練」となっているが、それらに次いで登録型は「独学（通信教育を含む）」、登録型以外は「派遣元の教育訓練」となっている。（表21）

表21 性・在学の有無・最終学歴・派遣の種類、技術・技能を習得した主な方法別派遣労働者割合

性・在学の有無・最終学歴 ・派遣の種類	派遣労働者計	技術・技能を習得した主な方法（複数回答3つまで）									不明
		通学制の 学校・専門 学校	公的機関 が実施する 職業訓練	独学（通 信教育を 含む）	派遣元の 教育訓練	派遣先の 教育訓練	派遣先で 就業中の 技能蓄積	派遣関係 以外の勤 務先での 教育訓練	派遣関係 以外の勤 務先で就 業中の技 能蓄積	その他	
総数 1)	100.0	9.3	3.1	13.8	25.9	31.9	48.4	5.5	12.9	14.0	9.8
男	100.0	8.9	3.0	14.1	30.8	41.9	49.6	6.2	12.2	8.7	7.9
女	100.0	9.6	3.1	13.5	21.9	23.9	47.5	5.0	13.5	18.3	11.4
在学の有無・最終学歴											
在学していない	100.0	9.3	3.1	13.8	25.9	32.0	48.5	5.5	13.0	14.0	9.6
中学卒	100.0	3.2	4.2	5.4	10.8	23.2	44.8	2.3	18.5	23.8	10.5
高等学校卒	100.0	2.9	3.4	9.7	23.2	35.0	40.7	5.6	9.9	16.3	13.7
専修学校（専門課程）修了	100.0	19.9	1.9	13.9	12.8	23.9	62.2	6.7	13.4	8.7	6.3
高専・短大卒	100.0	18.6	4.0	12.4	33.3	16.2	54.8	5.2	12.3	32.1	9.2
大学卒	100.0	9.4	2.7	21.0	36.5	40.0	50.2	5.5	16.8	4.3	5.2
大学院修了	100.0	22.2	3.6	35.2	26.8	33.2	57.1	3.8	16.3	5.8	11.6
在学中	100.0	1.6	0.1	8.0	15.8	21.0	27.7	4.7	1.6	16.7	49.9
派遣の種類											
登録型	100.0	11.7	3.8	16.4	12.9	24.8	46.3	6.8	15.8	10.7	14.1
登録型以外	100.0	6.9	2.3	11.3	38.2	38.6	50.4	4.3	10.1	17.1	5.8
平成29年調査計	100.0	11.2	5.3	17.2	15.8	24.7	50.2	6.8	17.6	8.9	11.1

注：1)「総数」には、在学の有無・最終学歴不明が含まれる。

(3) 派遣元との労働契約の期間

派遣労働者について、現在の派遣元との労働契約の期間をみると、「期間の定めはない」が38.4%と最も高く、次いで「2か月を超え3か月以下」17.6%となっている。

これを派遣の種類別にみると、登録型は「2か月を超え3か月以下」が21.7%と最も高く、登録型以外は「期間の定めはない」56.4%が最も高くなっている。（表22）

表22 性・派遣の種類、派遣元との労働契約の期間別派遣労働者割合

性・派遣の種類	派遣労働者計	派遣元との労働契約の期間										不明
		1日以内	2日以上1週間以下	1週間を超え30日以下	30日を超え2か月以下	2か月を超え3か月以下	3か月を超え6か月以下	6か月を超え1年以下	1年を超え3年以下	3年を超える	期間の定めはない	
総数	100.0	0.1	0.1	1.0	7.2	17.6	9.3	9.2	11.3	5.0	38.4	0.8
男	100.0	0.1	0.2	1.5	6.2	14.5	10.0	7.7	11.5	4.6	42.8	0.9
女	100.0	0.1	0.1	0.6	7.9	20.1	8.7	10.4	11.1	5.3	34.8	0.8
派遣の種類												
登録型	100.0	0.1	0.3	1.4	9.4	21.7	11.4	12.9	16.8	5.9	19.4	0.7
登録型以外	100.0	0.0	0.0	0.7	5.1	13.8	7.3	5.7	6.0	4.1	56.4	1.0
平成29年調査計	100.0	0.1	0.2	1.3	7.0	24.2	15.4	12.4	12.8	3.7	20.9	2.0

(4) 派遣先で予定される派遣期間

派遣労働者について、派遣先で予定される派遣期間（派遣元から明示されている「労働者派遣の期間」）をみると、「2か月を超え3か月以下」が31.0%と最も高く、次いで「3か月を超え6か月以下」17.5%、「6か月を超え1年以下」11.9%となっている。

これを派遣の種類別にみると、いずれも「2か月を超え3か月以下」が最も高く、登録型は24.1%、登録型以外は37.6%となっている。（表23）

表23 性・派遣の種類、派遣先で予定される派遣期間別派遣労働者割合

性・派遣の種類	派遣労働者計	派遣先で予定される派遣期間										
		1日以内	2日以上1週間以下	1週間を超え30日以下	30日を超え2か月以下	2か月を超え3か月以下	3か月を超え6か月以下	6か月を超え1年以下	1年を超え3年以下	3年を超える	期間の定めはない	不明
総数	100.0	0.1	0.1	1.1	7.1	31.0	17.5	11.9	11.8	8.3	10.1	0.9
男	100.0	0.1	0.2	1.9	6.4	21.0	26.0	14.3	9.6	8.6	10.9	1.0
女	100.0	0.1	0.0	0.5	7.7	39.1	10.6	10.0	13.5	8.1	9.5	0.9
派遣の種類												
登録型	100.0	0.2	0.2	1.6	10.6	24.1	13.1	13.0	17.8	9.2	9.2	1.1
登録型以外	100.0	0.0	-	0.7	3.8	37.6	21.7	10.8	6.0	7.6	11.0	0.8
平成29年調査計	100.0	0.0	0.2	1.2	8.6	27.3	18.1	16.4	13.8	2.8	9.8	1.9

(5) 賃金

ア 時間給

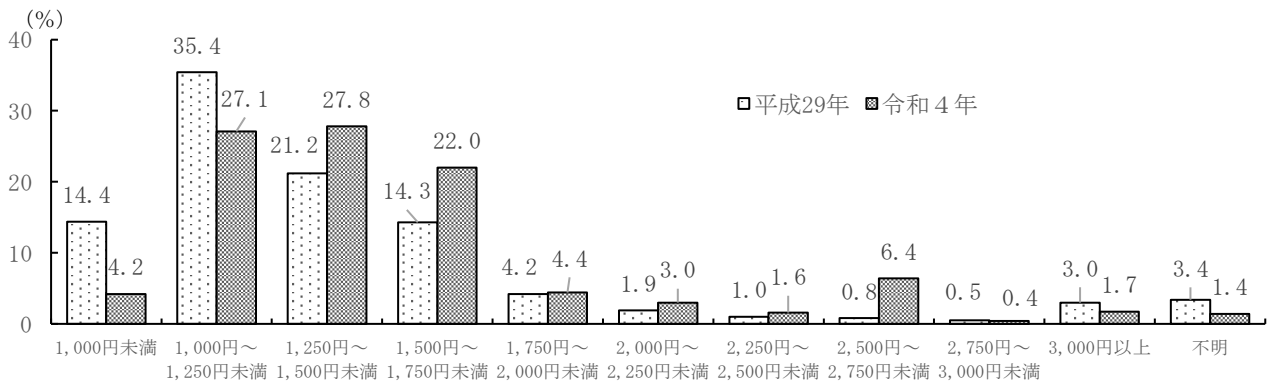
派遣労働者について、現在就業中の賃金（基本給、税込みの時間給換算額をいう。以下同じ。）をみると、「1,250円～1,500円未満」が27.8%と最も高く、次いで「1,000円～1,250円未満」27.1%となっている。

「平均賃金」は1,510円となっており、これを性別にみると、男は1,648円、女は1,400円となっている。また、派遣の種類別にみると、登録型は1,364円、登録型以外は1,650円となっている。（表24、図4）

表24 性・派遣の種類、賃金（時間給換算額）階級別派遣労働者割合及び平均賃金

性・派遣の種類	派遣労働者計	賃金（時間給換算額）階級											平均賃金（円）
		1,000円未満	1,000円～1,250円未満	1,250円～1,500円未満	1,500円～1,750円未満	1,750円～2,000円未満	2,000円～2,250円未満	2,250円～2,500円未満	2,500円～2,750円未満	2,750円～3,000円未満	3,000円以上	不明	
総数	100.0	4.2	27.1	27.8	22.0	4.4	3.0	1.6	6.4	0.4	1.7	1.4	1,510
男	100.0	5.9	24.6	26.2	11.7	5.3	4.1	2.7	13.4	0.7	3.5	1.8	1,648
女	100.0	2.9	29.1	29.0	30.4	3.7	2.1	0.6	0.7	0.2	0.3	1.0	1,400
派遣の種類													
登録型	100.0	5.9	34.6	32.4	16.9	4.8	1.9	0.8	0.8	0.4	0.7	0.9	1,364
登録型以外	100.0	2.6	19.9	23.4	26.9	4.0	4.1	2.3	11.6	0.5	2.8	1.8	1,650
平成29年調査計	100.0	14.4	35.4	21.2	14.3	4.2	1.9	1.0	0.8	0.5	3.0	3.4	1,366

図4 賃金（時間給換算額）階級別派遣労働者割合及び平均賃金（派遣労働者計=100%）



イ 時間給への評価

派遣労働者について、賃金に対する評価をみると、「満足している」41.1%、「満足していない」38.0%、「どちらとも言えない」19.6%となっている。

「満足していない」派遣労働者について、満足していない理由をみると、「派遣先で同一の業務を行う他の派遣労働者より賃金が低いから」が24.6%と最も高くなっている。（表25）

表25 性・賃金（時間給換算額）階級・派遣の種類、賃金に対する評価、賃金に満足していない理由別派遣労働者割合

性・賃金（時間給換算額） 階級・派遣の種類	派遣労働者計	満足している	満足していない 3)	賃金に満足していない理由						どちらとも言えない	不明
				派遣先で同一の業務を行う直接雇用されている労働者よりも賃金が低いから	派遣先で同一の業務を行う他の派遣労働者より賃金が低いから	自分の能力や職務内容に見合った賃金ではないから	業務量に見合った賃金でないから	その他			
				()	()	()	()	()	()		
総数 2)	100.0	41.1	38.0 (100.0)	(18.4)	(24.6)	(13.1)	(21.4)	(16.0)	19.6	1.3	
男	100.0	30.4	48.2 (100.0)	(19.3)	(33.3)	(11.8)	(18.2)	(11.5)	20.0	1.4	
女	100.0	49.9	29.7 (100.0)	(17.2)	(13.1)	(14.8)	(25.6)	(21.8)	19.3	1.2	
賃金(時間給換算額)階級											
1,000円未満	100.0	24.7	53.8 (100.0)	(57.2)	(5.9)	(7.1)	(13.9)	(7.9)	20.2	1.3	
1,000～1,250円未満	100.0	37.0	41.9 (100.0)	(15.5)	(17.2)	(9.3)	(32.8)	(18.5)	20.0	1.0	
1,250～1,500円未満	100.0	39.0	35.7 (100.0)	(13.8)	(11.4)	(20.0)	(23.5)	(22.4)	24.3	1.0	
1,500～1,750円未満	100.0	62.1	23.4 (100.0)	(26.8)	(9.8)	(20.4)	(17.8)	(18.4)	14.0	0.5	
1,750～2,000円未満	100.0	45.1	30.8 (100.0)	(31.6)	(1.9)	(14.3)	(30.6)	(9.8)	23.0	1.1	
2,000～2,250円未満	100.0	36.5	17.6 (100.0)	(30.6)	(10.6)	(27.2)	(10.0)	(14.1)	45.3	0.6	
2,250～2,500円未満	100.0	48.1	35.9 (100.0)	(24.8)	(36.6)	(14.0)	(1.0)	(19.4)	12.0	3.9	
2,500～3,000円未満	100.0	9.4	84.6 (100.0)	(3.6)	(90.3)	(2.3)	(2.8)	(0.9)	5.9	0.1	
3,000円以上	100.0	43.8	35.7 (100.0)	(21.6)	(9.0)	(24.0)	(13.2)	(31.8)	20.3	0.1	
派遣の種類											
登録型	100.0	38.0	38.1 (100.0)	(19.4)	(13.5)	(13.1)	(28.0)	(18.0)	22.9	1.0	
登録型以外	100.0	44.2	37.9 (100.0)	(17.4)	(35.1)	(13.2)	(15.2)	(14.0)	16.5	1.5	
平成29年調査計	100.0	34.2	39.1 (100.0)	(26.9)	(10.6)	(21.6)	(23.9)	(16.1)	24.2	2.5	

注：1) () は、賃金（時間給換算額）に満足していない派遣労働者を100とした割合である。

2) 「総数」には、「賃金（時間給換算額）」不明が含まれる。

3) 「満足していない」には、「賃金に満足していない理由」不明が含まれる。

(6) 諸手当等、各種制度の支給・実施状況

派遣労働者について、諸手当等、各種制度の支給・実施の状況をみると、通勤手当の「支給がある」は84.4%、賞与・一時金の「支給がある」は31.9%、昇給が「実施されている」は28.2%となっている。(表26)

表26 諸手当・制度の種類、性・事業所規模、派遣先事業所の受け入れ派遣労働者の支給・実施の有無別派遣労働者割合

(単位：%)				
各種制度・ 性・事業所規模	派遣労働者計	支給・実施が ある	支給・実施が ない	支給・実施 不明
通 勤 手 当				
総 数	100.0	84.4	14.8	0.8
男	100.0	81.4	17.7	0.9
女	100.0	86.9	12.4	0.7
事 業 所 規 模				
1,000人以上	100.0	81.7	18.1	0.3
300～999人	100.0	84.7	14.4	0.8
100～299人	100.0	79.9	19.0	1.1
30～99人	100.0	79.4	19.8	0.8
5～29人	100.0	91.4	7.9	0.7
平成29年調査計	100.0	51.0	45.4	3.7
賞 与 ・ 一 時 金				
総 数	100.0	31.9	67.3	0.8
男	100.0	32.8	66.3	0.9
女	100.0	31.3	68.0	0.7
事 業 所 規 模				
1,000人以上	100.0	39.9	59.8	0.3
300～999人	100.0	31.6	67.5	0.8
100～299人	100.0	25.0	74.0	1.1
30～99人	100.0	17.3	81.9	0.8
5～29人	100.0	43.7	55.6	0.7
平成29年調査計	100.0	19.6	76.7	3.7
昇 給				
総 数	100.0	28.2	71.0	0.8
男	100.0	38.2	60.9	0.9
女	100.0	20.1	79.2	0.7
事 業 所 規 模				
1,000人以上	100.0	30.0	69.7	0.3
300～999人	100.0	25.0	74.2	0.8
100～299人	100.0	23.1	75.9	1.1
30～99人	100.0	18.2	81.0	0.8
5～29人	100.0	39.1	60.2	0.7
平成29年調査計	100.0	15.2	81.2	3.7

(7) 教育訓練の実施状況

派遣労働者について、教育訓練の実施状況をみると、過去1年間に「教育訓練を受けたことがある」は65.5%となっている。受けた教育訓練の内容（複数回答）をみると、「派遣先で受けた教育訓練」37.4%、「派遣元又は派遣先で受けたeラーニング」35.0%、「派遣元で受けた教育訓練」31.2%、「派遣元又は派遣先で受けた社外（業界団体や学校、民間の教育訓練機関等）でのOFF-JT（eラーニングを除く）」5.7%となっている。

「派遣元で受けた教育訓練」では「入職時訓練」の割合が高くなっており、「派遣先で受けた教育訓練」では「OJT」の割合が高くなってきている。（表27）

表27 性・派遣の種類、過去1年間の教育訓練の受講の有無、教育訓練の内容別派遣労働者割合

性・派遣の種類	派遣労働者計 1)	教育訓練を受けたことがある	教育訓練の内容（複数回答）									教育訓練を受けたことがない	不明	
			派遣元で受けた教育訓練	派遣先で受けた教育訓練			OFF-JT（①及び②を除く）	OJT	派遣先で受けた教育訓練	OFF-JT（①及び②を除く）				OJT
				入職時訓練	OFF-JT（①及び②を除く）	OJT				OFF-JT（①及び②を除く）	OFF-JT（②を除く）			
総数	100.0	65.5	31.2	22.6	16.6	13.5	37.4	20.7	29.2	5.7	35.0	33.0	1.5	
男	100.0	67.3	45.2	34.4	27.6	24.4	47.7	27.1	40.9	4.3	28.2	31.2	1.5	
女	100.0	64.0	19.8	13.0	7.8	4.7	29.0	15.5	19.8	6.8	40.6	34.5	1.5	
派遣の種類														
登録型	100.0	54.7	28.0	18.4	11.8	6.2	30.8	13.7	25.4	2.7	29.1	43.5	1.8	
登録型以外	100.0	75.7	34.2	26.5	21.2	20.4	43.6	27.3	32.8	8.5	40.6	23.1	1.2	
平成29年調査計	100.0	50.6	29.7	21.0	11.5	8.3	28.2	13.3	21.6	3.5	21.6	45.2	4.2	

注：1)「派遣労働者計」には、「教育訓練の内容」不明が含まれる。

(8) 派遣元でキャリアコンサルティングを受けるための相談窓口の状況

派遣労働者について、派遣元のキャリアコンサルティングを受けるための相談窓口の状況をみると、「相談窓口が置かれている」46.4%、「相談窓口が置かれていない」7.5%、「わからない」43.9%となっている。

「相談窓口が置かれている」派遣労働者について、その相談窓口（複数回答）をみると、「キャリアコンサルタント（社内）」が60.1%と最も高く、次いで、「営業担当者」53.9%となっている。（表28）

表28 性・派遣の種類、キャリアコンサルティングを受けるための相談窓口の状況別派遣労働者割合

性・派遣の種類	派遣労働者計 2)	相談窓口が置かれている	相談窓口（複数回答）					相談窓口が置かれていない	わからない
			キャリアコンサルタント（社内）	キャリアコンサルタント（社外）	営業担当者	コーディネーター	その他		
総数	100.0	46.4 (100.0)	(60.1)	(3.3)	(53.9)	(26.2)	(6.6)	7.5	43.9
男	100.0	41.7 (100.0)	(52.9)	(3.9)	(75.9)	(38.8)	(11.7)	9.4	46.0
女	100.0	50.3 (100.0)	(64.9)	(3.0)	(39.1)	(17.7)	(3.2)	5.9	42.2
派遣の種類									
登録型	100.0	34.6 (100.0)	(38.0)	(4.5)	(68.6)	(27.7)	(5.5)	5.7	56.4
登録型以外	100.0	57.6 (100.0)	(72.7)	(2.7)	(45.5)	(25.3)	(7.2)	9.1	32.0
平成29年調査計	100.0	34.8 (100.0)	(37.0)	(8.0)	(67.0)	(22.1)	(9.7)	13.1	49.1

注：1) () は「相談窓口が置かれている」と回答した派遣労働者を100とした割合である。

：2)「派遣労働者計」には、相談窓口の設置不明が含まれる。